

刊行にあたって

もし後世において日本の刑事司法の歴史に関心を寄せる者がいて、二一世紀初頭の法制度や改革、そしてその後の運用を眺めたとき、いかなる評価を下すであろうか。われわれは、これまでそうした未来からの視点に立つて今の制度や改革論議を考察する機会を持ったことがあっただろうか。確かに、大きな波が押し寄せているときにその海が静かな風へと転じる日を思うことが困難であるように、異なる意見を激しく闘わせる席上で、改革が終わった頃に人々が日常的に利用する制度、そこに立ち現れる風景を想起することは簡単ではないだろう。

周知のとおり、日本は今世紀初頭におこなわれた司法制度改革によって、裁判員制度や被疑者国選弁護士制度の導入、検察審査会への起訴強制権付与といった大きな変革を経験し、並行して、また引き続き、被害者参加制度に加え、少年法における不定期刑の延長や公訴時効の撤廃といった厳罰化を経験した。二〇一六年には、法制審議会の答申を受けて取調べの録音録画（いわゆる可視化）の法制化や、取調べに代わる新たな捜査・立証手法の導入が国会で決まり、大きな変化を目の当たりにするに至った。

司法制度改革以前、被疑者段階にある人が自分で頼んだ弁護士を持たない場合には、「当番弁護士」というボランティア頼みの弁護士が一度限り助言に応じるだけだった（そのような当番弁護士制度ですら、それが動きたの

は一九九〇年代のことである。今では法定刑によっては勾留段階から国費で弁護人が与えられるようになっていた。憲法の明文は起訴後の被告人段階でのみ国選弁護人を保障していたため起訴前の段階では国費による弁護人は付与されなかったけれども、司法制度改革によってその範囲はずっと広がっている。

捜査の過程で関係者に見返りを保証することによって有益な情報を引き出す手続きはこれまで公式には我が国に存在しなかった。ところが、二〇一六年の法改正によって、他人の犯罪について有益な情報を提供してその見返りに処分を軽減・免除する「協議・合意制度」を取り入れた。長年我が国では、そのような取引きの行為をもって罪責を追及する制度は市民感情に反すると説明されてきたが、いよいよ日本の刑事司法においても取引きを基礎にした刑事裁判が始まろうとしている。

裁判員裁判以前の日本の刑事裁判の法廷を思い出してみても、法曹の言葉は難しいどころか小さすぎて傍聴人には届かず、聴き手の目を見て弁論する法曹は少なかつた。今や弁護人や検察官は裁判員となった市民の目を見つめ、その主張を分かり易く伝えようと苦戦している。張りのある声が法廷の隅々に届くようになってきている（もっとも、裁判員裁判以外では現在でも以前と変わらず、割合的にはそうした裁判がまだ圧倒的に多いだろう）。

当事者主義の名の下に裁判当事者は独自に証拠を集めるのが当然だとされ、弁護人には検察側がどのような証拠を持って公判に臨んでいるのかを知るすべはなかつた。ところが、冤罪を争つた少なくない事件で被告人や請求人に有利な証拠が隠されていた事実が明らかになり、検察側の有する証拠に確実にアクセスできる制度が求められてきた。二〇一六年の法改正により、とうとう弁護人は検察側手持ち証拠のリストを手に来るようになった。

犯罪の被害者にとっても、かつては証人としてしか法廷で語ることが許されず、法律家の質問に答えるだけで

あった。今では意見として思うところを述べる事が出来るし、証人に質問したり、量刑について意見を述べる機会も与えられるようになっていく。

九〇年代から少年犯罪の凶悪化現象が繰り返し報道され社会の不安が煽られた結果、厳罰化が求められ、更生保護を目的とした少年法の有り様に大きな変化が生まれたのは裏腹に、日本の少年犯罪は減少の一途を辿り、二〇一五年の統計では遂に戦後最低をマークした。にもかかわらず、今なお少年法適用年齢の引き下げが議論されようとしている。

かつて受刑者は、刑務所を出ても行き先がなく社会に受け入れてもらえないまま再犯に至るというルートを通りがちであった。知的障がい者は本来福祉の手で救われるべきであったのに、福祉の網から漏れて犯罪に手を出し刑務所に送られていた。いま、検察官は起訴の前に福祉的手法で再犯を防止する手だてを講ずるようになり、刑務所内でも職業紹介ができる仕組みが導入され、弁護人も更生を見通した援助を弁護活動に取り入れるようになっていく。

確実に、そして予想を上回る勢いで、日本の刑事司法は変わりつつある。その変化は専門家ですら全体像を掴むことに困難を感じるほどであり、従来の姿を前提に議論しては将来の予測を誤りかねないだろう。

とりわけ、これまでは専門家によって独占されていた刑事司法の議論の場が、多様なアクターの声を取り入れた政治的アリーナへと変貌を遂げており、刑事司法の運用面も安定しているとは言いがたく、現実の制度は絶えず法改正の動きを内包している。加えて、法制審議会における議事が明らかにしているように、改革に携わっている専門家達においてそもそも改革の筋道や改革すべき実務的課題が共有されておらず、改革を望む市民との対話はすれ違いに終わっていて、改革の処方箋すらこの国では用意されていないという現状がある。

これほどのダイナミクスと混乱は、戦後の刑事司法においてかつてなかったと言つてよい。その内容についても、これまで学界や法曹界で論じられながら実現を見なかったものから、当時はまったく予想もされなかったものまで多様な事柄を含んでいる。捜査段階から公判段階、刑事司法に関係する様々なステージに広がっていて、その広がり故に、今起きている変化について刑事司法全般にわたって功罪を論ずるにはたいへんな時間を要することになるだろう。けれども、だからと言って今の時点でわれわれがなすべき務めを放棄することはできないはずだ。必要なのは、多岐にわたる刑事司法をめぐる改革論議の表層をなぞることではなく、それぞれの根底にある制度的・思想的課題に思いを寄せ、従来のアプローチの限界を見極めると同時に、国際的な動向は言うに及ばず、あるべき法制度を見通し将来の設計図にまで触れるような力強い議論をおこなうことであろう。

わたしたち編集委員は、実務家、研究者として、この変化の著しい時期にあえて日本の刑事司法全般に広くメスを入れ、今後のあるべき刑事司法を見据える必要を感じこの講座を編むこととした。われわれはそのためのミッションとして、刑事司法をめぐる改革論議に否を言うことも含むと了解しており、これまで改革の要が十分に共有化されてこなかった事柄について議論を加速させることも必要と考えている。また、日本では未だ十分に取り上げられ、触れられてこなかった、しかし重要と思われる未開拓の領域に分け入る作業も担うべきだと考えている。

その使命を果たすためには、国内のみならず海外も含めた多くの研究者や実務家にわれわれの思いを伝え、これに賛同する多様なバックグラウンドを持つ執筆者に対してその優れた英知や知見を提示してくれるよう求めることとした。それは後世の人たちのためではなく、今、日本の刑事司法制度に関わる多くの問題について深く

刊行にあたって

掘り下げ、立ち止まって考えようとする人々¹¹われわれが心から望む読者¹¹のためである。そうした読者にこのシリーズの全ての章が届けられるならば、刊行を企画したわれわれの本望である。

編集委員一同

はじめに

私たちが刑事司法について語ろうとするとき、それは必ず自分の置かれた立場やそれまでの経験に基づくことになるはずだ。そうした「主観性」は、刑事司法と自身との関わりによって決定づけられることになるだろう。その関わりとは、ある人にとっては仕事や職業としての関わりであるだろう。その場合、人は刑事司法とその制度の渦中にあつたことになる。また、研究対象や取材対象のように刑事司法を客体として観察してきた人もいよう。

だが、司法制度を考えるとときに忘れてはならないのは、刑事司法において取り扱われた人たちの声ではないだろうか。社会の諸制度について考察する場合に利用者の視点というのは不可欠だし、利用しやすい仕組みや手続き、コストや効率性が考慮される。刑事司法の場合にも、利用者ではないが、その制度や手続きに「主体的」に関わらざるを得なかった人たちがいる。被疑者・被告人(報道用語では「被告」)のように、嫌疑を受けたり裁判にかけられたりした人である。中には無実の罪でそうした立場に置かれた冤罪被害者の方もいる。反対に、犯罪の被害に遭つた被害者やその家族の方々もいる。また、刑事施設に収容され一定期間を過ごした受刑者やそうした人たちに関わつた方々もいる。

編集委員でこのシリーズの企画を進める話し合いをする中で、刑事司法について幅広く検討を加えようというときに、以上のような様々な立場や経験を持つ人たちの声を各巻の執筆陣とは別に広く集めなければならぬという

ではないか、という考えで一致した。そこで、六巻に渡るテーマ毎のシリーズとは別に、刑事司法に関わる様々な立場の方々に日本の刑事司法とそれを取り巻く社会に対する思い、希望や展望を短いスペースでお書き頂くよう依頼することになった。

結果として二六人もの方々から、刑事司法に対する率直で、とても興味深い内容の文章を寄せて頂くことができた。多くは刑事司法に対して「当事者」として関わった方で、半数以上のお原稿は、刑事司法で働いた経験のない方々から寄せて頂いている。

刑事司法について専門家が語るるとき、どうしてもその議論は抽象的なものとなってしまう。当事者の経験した刑事司法の問題が議論の端緒であったとしても、ときとしてその議論は当事者不在のものへと変質してしまう。実際、今次の刑事司法改革をめぐる議論、とりわけ法制審議会でのそれを見ると、新たな制度を描く設計図の完成が近づけば近づくほど議論は抽象化し、当事者の声ではなく制度を運用する側の声が勢いを増し、当事者の経験に基づく意見や希望は次第に制度構築の細部を詰める議論の中にかき消されていったように思う。

アメリカの著名な法社会学者で後に連邦判事となったジェローム・フランクがアメリカの刑事裁判所を鋭く批判し改革を訴えた『裁かれる裁判所(Courts on Trial: Myth and Reality in American Justice)』(弘文堂、一九六一年)という本がある。原著は一九四九年に刊行されたいわば古典なのだが、陪審裁判制度や職業裁判官制度、法曹養成制度といったアメリカの刑事司法の土台となっている様々な制度に対して躊躇なく批判を浴びただけではなく、刑事司法をより良い、そして信頼に値する制度へと発展させる、こんにち読んでも示唆を多く含む内容である。

同書のある章に、「正義の女神のめかくしをとる」という表題が与えられている。フランクはこの章で、古来

人々が正義の女神に込めていた意味付け、すなわち、斟酌すべき諸事情、とりわけ人に関わる様々な事柄、を無視して全ての人間を一律に取り扱うために目隠しがされていることを紹介し、司法制度を(刑事司法だけでなく民事司法も含めて)そうした法の下の平等を求める冷淡な装置ではなく、暖かで慈愛に満ちたものへと変えていく必要があるのではないか、と説いている。

刑事司法において何らかの仕組みを新たに立ち上げたり始めようというとき、その作業においては、誰もが平等に取り扱われるように、あるいは誰が関わっても均等な負担になるように、制度を作る側は意を尽くすことであろう。だから正義の女神が目隠しをしているには不偏不党、すなわち司法における公正さという象徴的意味合いがある。けれども、刑事司法は人によって成り立っている仕組みであり、決して無機質なものではない。刑事司法を語るとき、正義の女神が掲げる天秤の両側に権利だとか義務だとか、あるいは証拠や証言といったものだけを置いてその傾きを測ろうとするのではなく、もつと裁かれる人や関わっている人たちに目を向けていく必要を、いつしか刑事司法に関わる人々は置き忘れてきたのではないか。私たちの目が抽象的な制度や手続きだけに向けられてしまっていて、扱われる人や守られるべき人たちに眼差しが向けられなくなっているのではないか、本巻に寄せられた多数のお原稿を拝読するとき、そうした思いが強く胸に迫ってくる。

まさに、フランクが章題に掲げたごとく、私たちが日本の刑事司法を見つめたとき、いわば正義のシンボルの正義の女神像の目を覆っているその目隠しを外さなければならぬ。そうすることで、様々な当事者や経験者たちの思いに寄り添った刑事司法の姿を見据えていくことができるようになるのではないか。この0巻に寄せられたたくさんの文章は、私たち自身は主体的に経験していないけれども私たちが日本の刑事司法全体を鳥瞰しようとする際になくてはならない、大切な視座を提供してくれるはずだ。

なお冒頭にはシリーズ『刑事司法を考える』全体の趣意文を収録している。これは各巻の執筆者らに対する呼びかけ文となっておりと同時に、本シリーズを編集委員がどのような気持ちで捉えているのか、端的にまとめられているので是非お目通し頂きたい。そして、巻末には編集委員の座談会も収録されている。第1巻から第6巻まで広がる刑事司法に関わる様々なテーマを編むにあたって各編集委員がどのような思いで各巻の責任を負ったのか、また、それぞれのテーマについて編集委員同士互いにどのような感想を抱いているのかを自由に語ってもらっている。0巻に引き続き、本シリーズの頁をめぐる際には、どこか頭の隅に置きながらお読み頂ければ幸いである。

二〇一七年一月

編集委員を代表して

指宿 信

目次

刊行にあたって

はじめに(指宿 信)

I 被告人・被害者の立場から

「勝率ゼロへの挑戦」から得たこと……………八田 隆……………2

官僚の自己保身と組織防衛の果て……………佐藤栄佐久……………8

被告人席に座らされて……………山田悦子……………16

犯罪被害に巻き込まれた立場から考える……………片山徒有……………22

性暴力(性犯罪)被害者と刑事司法……………小林美佳……………33

II 刑事司法の現場から

日本における今後の刑事司法の在り方について……………落合洋司……………42

諦める刑事司法……………市川 寛……………49

近頃の裁判官の令状審査	寺西和史	56
出所八年目に思うこと	本間 龍	62
矯正施設から見えてくる問題	P a i x 2	68
溢れでてきたのは「やさしさ」だった	寮美千子	75
——奈良少年刑務所での詩の教室より		
刑期于無刑	角谷敏夫	84
いつの日か僕の演劇を観てほしい	宇梶剛士	91
Ⅲ 刑事司法への提言		
裁判所が変われば大きく変わる	周防正行	100
国民に検証可能な刑事司法を	江川 紹子	107
「明日は我が身」と思えるか——志布志事件の取材を経験して	大久保真紀	114
まず隗 <small>ひ</small> より始めよ	前田恒彦	120
「日本版司法取引」の導入は本当に大丈夫か？	郷原信郎	127
見過 <small>み</small> ごされてきたことと障害への「合理的配慮」	佐藤幹夫	133
——「司法と精神医学」から		

法医学の司法への貢献はいかにあるべきか	本田克也	139
刑事収容施設をめぐる	只木 誠	146
支配からの解放	瀧川裕英	153
比較から見る日本の刑事司法改革の特徴とそのあるべき視点	王 雲 海	159
検察性善説を疑う	八木啓代	166
刑事司法へ「ことば・教育」にまつわる要求	札埜和男	173
「叫びたし寒満月の割れるほど」——西武雄さんの遺言	古川龍樹	179
IV 座談会 大改革時代の刑事司法		
指宿 信・浜田寿美男・佐藤博史・後藤 昭・木谷 明・浜井浩一		187
刑事司法改革略年表		

I 被告人・被害者の立場から

「勝率ゼロへの挑戦」から得たこと

八田 隆

「主文、被告人は無罪」

二〇一三年三月一日、佐藤弘規裁判長の判決は、まさに日本の歴史を変える判決だった。なぜなら、一九四八年の国税局査察部創設以来、彼らが告発し、地検特捜部が起訴した事案で、無罪判決はかつて一度としてなかったからである。その瞬間、被告人として法廷にいた私に、喜びや安堵がなかったと言えば嘘になるが、私の心境はそれよりも説明し難い複雑なものであった。それは後から考えると、一種のサバイバース・ギルトのようなものだったと理解している。自分自身が当事者になるまで言葉でしか知らなかった冤罪は、偶発的に起こるものではなく、構造的に起こっている。私が巻き込まれた冤罪は、氷山の一角にすぎないと感じた。⁽¹⁾

冤罪は、なぜ起こるのか。一言で言えば、捜査権力が誤った目的意識を持っているからである。日本の刑事裁判の有罪率が九九・九%内外と極めて高いことは知られている。捜査権力は、それを彼らの優秀さの証としているが、彼らが自身の無謬性に拘泥すればするほど、自らの過ちを認めることは困難になる。捜査権力が「無謬神話」を固持しようとするからこそが、冤罪が生み出される原因であり、捜査権力自身による改革の足枷になっている。そして裁判官も、極めて高い有罪率ゆえに捜査権力を過信する結果、冤罪を看過することになる。彼らも

「無謬神話」の呪縛に囚われているのである。

日本の刑事司法制度には少なからずの欠陥を指摘することもできるが、ある一つの前提を置けば、これ以上うまくできた制度はないと理解できる。その前提とは、「捜査権力は過ちを犯すことはない」というものである。もしその前提が正しければ、被疑者・被告人は常に犯人であり、彼らがいかに狡猾に言い逃れをしようとも、訴追側が必ず勝つように制度設計されている。人質司法、可視化されず弁護士立ち会いも許されない取調べ、検察官が恣意的な言葉で作成する検面調書に認められた高い証明力、検察の裁量次第の証拠開示、検察官上訴制度、それらは、「捜査権力は過ちを犯すことはない」という前提に立つことよってのみ是認できるものである。

私が肌で感じた冤罪の要因の一つは、検察官の取調べ能力の高さ、それは即ち調書作成能力の高さである。取調べは事情聴取ではない。検察が起訴することになれば、公判で彼らが有罪立証に用いる最強の証拠である調書を作成するためである。彼らは、それを十分に理解し訓練を積んでいる。被疑者は、取調べを受ける訓練など受けていようがないのだから、容易に有罪立証に都合のよい調書が作られるだろう。調書は、被疑者に関し裁判官に猜疑心を与えるよう巧妙に作成される。一人称で書かれながら、検察官が怪しいと思う部分は、符丁として問答形式が挿入されるといった技巧が用いられるのもその一例である。私の特捜部取調べでは、検察官が恣意的に調書を作成することに関し激しく論戦した結果、調書は全て逐語的に問答形式で作成されることになった。だが、それにより更なる問題も生じた。検察官の発話は事務官がタイプするパソコン画面を見ながら訂正できるように対し、私は頭の中で調書に落ちる文言を考えなければならぬというハンディキャップを負うことになった。検察官は、実に巧妙に被疑者の言質を取りに来る。検察官の一手がどのような意味を持つか、数手先を読まなければ一言も発することができないプレッシャーは、経験した者でなければ分からないだろう。取調べのプロである検

察官に対して、知力・気力・体力で伍することができなければ、取調べをイーブンに乗り切ることは不可能である。そのようにして作成された調書が、公判では最も重要な証拠として用いられることは理解されるべきである。

捜査権力にとって圧倒的優位に刑事司法制度が作られ、捜査権力がその無謬性に拘泥する限り、冤罪は作られ続ける。そのことを理解すれば、冤罪を減らすために必要なことは、「捜査権力も過ちを犯す」という前提に立つ制度作りだが、そのハードルはかなり高いと言わざるを得ない。外力による制度変更は法改正によるが、起案に携わる法制審議会の調整役が法務・検察官僚である以上、結局、作られた制度は彼らの利益を反映したものであるからである。それは、郵便不正事件に端を発した一連の刑事司法改革が、結局、捜査権力の焼け太りとも言うべき結果（全刑事事件の約二%の取調べ可視化と抱き合わせの、捜査協力型司法取引導入や通信傍受法対象拡大）に帰したことに顕著である。

捜査・取調べ適正化のための制度改革の努力を惜しむべきではないが、異なるアプローチも必要だろう。ここでは冤罪のベルトコンベアに乗っていた私が、なぜ最終的には救済され得たのかということがヒントになると思われる。私が行った二〇分の被告人最終陳述⁽²⁾の最後のメッセージは、捜査権力、特に検察官に宛てたものだった。法曹三者の中で検察官を選ぶ者は、本来、犯罪を憎む正義感が最も強いと思われる。彼らがその初心を忘れないならば、冤罪という刑事司法における最大の犯罪を作ることすら自らに許すはずがなく、必ずや刑事司法は正しくなると信じてのメッセージだった。私の無罪判決後に、佐藤裁判長が「私の独り言ですが」と前置いて行った説諭を「私も初心を忘れずに歩んでいきます」と結んだのは、私の心からの訴えに対するアンサーだったと思っ
ている⁽³⁾。

捜査権力の無謬性を最も信頼しているのが裁判官である。彼らが被告人と接する時間は、捜査権力のそれとは

比較にならないほど少なく、手元の証拠も全ての証拠のごく一部である。限られた情報にしか接していない彼らが、はるかに多い情報を基にされている捜査権力の判断を優先することには一理ある。しかし、裁判官が捜査権力の無謬性に一旦は疑念をはさみ、特に被告人が否認している場合には、真実が語られているのではないかと虚心坦懐に臨むことが冤罪を減らす鍵になるはずだ。裁判官のともすると陥りやすい捜査権力に対する過信を拭い去る意識改革が、刑事司法改革の制度面からではない別のアプローチである。捜査権力はいかに批判されても、裁判官が彼らを信頼する限り、彼らの目的化してしまつた有罪生産には何ら支障がない。しかし、もし無罪判決が頻発する事態になれば、捜査権力は今以上に有罪立証に慎重にならざるを得ないであろう。制度を変えるのではなく、判決が実務に与える影響をもって、捜査・取調べの適正化、ひいては冤罪減少につながることを期待するものである。

しかし、裁判官の自覚を促すと一口に言つても、それは容易ではない。裁判官の少なからずは、局外からの圧力に寛容ではないからである(それゆえ、私の刑事裁判主任弁護人の小松正和弁護士は、裁判官への圧力と取られかねない署名運動は百害あって一利なしと考えていた)。私は、特捜部取調べの模様をSNSによつて積極的に開示し、公判が始まってからもそれを継続した。私がある際に気を配つたのは、裁判官に圧力を懸けていると一切感じさせないことだった。それでも、裁判官には国民が注視しているという意識を持たせることが必要である。だからこそ司法記者には、できる限り裁判官の名前を明らかにした上で記事にしてほしい。勿論、批判だけではなく、正しい判断には相応の評価をし、訴訟指揮がどのようであったかまで報じてほしい。

組織の論理が優先し得る捜査官に対し、裁判官個人の裁量は、判決レベルでは捜査官より大きいと思われる。その彼らにとつても無罪判決にはそれなりの覚悟が必要である。彼らが避けたいことは、誤判とされることであ

り、自分の判決が上級審で覆されることである。無罪判決ともなれば、検察は組織を挙げて抵抗してくる。その抵抗に耐えるだけの判決文を書くことが必要とされる。刑事裁判の有罪率において、特記すべきは控訴審における一審無罪判決の破棄率の高さである。一審有罪が控訴審で破棄無罪となることは極めて稀であるが、逆に、一審無罪が控訴審で破棄有罪となる率は著しく高い⁽⁴⁾。一審裁判体が無罪を判じた以上、推定無罪原則が働くはずであることを勘案すると、一審無罪の破棄率こそが異常なほど高いものである。そのことが、誤判とされることを怖れる裁判官に影響しないことはありえないだろう。

もし刑事司法の制度を一つだけ変えることができるのなら、私が選択するのは、検察官上訴の廃止である。先進諸国では「二重の危険」として認められていない検察官上訴が日本で認められているのは、「確定するまでは上級審を含めて一つの手続き」とした一九五〇年九月二七日最高裁判例によるが、この判例の事案は、量刑不当による上訴に関するものだった。それを無罪判決に対する上訴に拡大解釈することは、一事不再理を定めた憲法三九条に違反すると考える。検察官上訴が廃止されることにより、裁判官のより自由な心証で無罪判決が促されると信ずる。

二〇年余り外資系企業で勤務した自分の経験から、私は日本国民が勤勉で優秀だということを知っている。その日本の刑事司法が、中世並みと揶揄されるものであっていいはずはない。むしろ日本は、世界に冠たる刑事司法先進国であるべきである。その責務は国民全員にかかっている。私もその一人として、また冤罪から救済された者として、その責務を果たすべく微力ながら尽力したい。

(1) 私が巻き込まれた事件に関しては、ウィキペディア「クレディ・スイス証券集団申告漏れ事件」を参照されたい。

- (2) 被告人最終陳述の全文は、拙著『勝率ゼロへの挑戦 史上初の無罪はいかにして生まれたか』(光文社刊)に収録。
- (3) 江川紹子「初心を忘れず、初心に返ろう」この無罪判決が意味するもの」http://bylinesnews.yahoo.co.jp/egawa_shoko/20130301-00023691/
- (4) 検察官控訴による一審無罪判決の控訴審破棄有罪(破棄有罪件数/控訴件数)
 - 二〇一〇年 一八件/二六件、二〇一一年 三三件/四〇件、二〇一二年 一七件/二九件、二〇一三年 七件/二〇件、二〇一四年 一九件/三六件 (平成二三〜二七年版『犯罪白書』より)

八田 隆(はった たかし) 東京大学法学部卒業後、ソロモン・ブラザーズ証券、クレディ・スイス証券、ベアー・スターンズ証券に在籍。『勝率ゼロへの挑戦 史上初の無罪はいかにして生まれたか』(光文社、二〇一四年)ほか。

官僚の自己保身と組織防衛の果て

佐藤栄佐久

福島県ゼネコン汚職事件の概要

福島県のダム建設工事の受注をめぐり二〇〇六年一〇月、東京地検特捜部が前福島県知事佐藤栄佐久と民間人の弟を収賄罪の正犯・共犯として摘発。知事と弟が共謀し、知事が県土木部長に「天の声」を発する見返りに受注ゼネコンが別のゼネコンを使つて弟が経営する会社の土地を購入、市価との差額一億七千万円が賄賂だとして起訴。しかし知事には一銭も入らず、土地売却の事実も知らなかった。一審東京地裁・二審東京高裁とも便宜供与(天の声)と共謀を認め有罪としたが、一審は賄賂額を一億円減額、二審に至つては知事には利益を得る認識はなく賄賂額はゼロ、「換価の利益」だけという前代未聞の判決となった。自白調書が有罪に影響しているが、収賄罪の要である賄賂額認定で特捜部は裁判所から強く批判された。二〇一二年最高裁は上告を棄却。詳しくは『知事抹殺』(佐藤栄佐久著、平凡社)を参照されたい。

特捜検察——調書作成の手法

二〇〇六年一〇月二三日、任意の取調べもなく私は東京地検特捜部に突然逮捕され、東京拘置所に収監された。

その時点で私は事件の構造はおろか、自身が何を疑われているのかすら知らなかった。独房では情報は遮断され、密室の取調室では、情報を持つ者(検事)と持たない者(私)の圧倒的な格差によって被疑者は心理的に操作される。自白調書とはそのようにして取るのだということを、私は身をもって知った。

四人の弁護士が交代で毎日接見に通ってくれたが、一度取調室に入ってしまったえば、検事は恣意的な情報を与えることで被疑者を追い込むことができる。

私の取調べに当たった山上秀明検事は、「木戸ダムは〇〇建設で」と私が県土木部長にダム工事の業者を指定する「天の声」を発したと、弟と共に謀して弟の会社の土地をゼネコンに売ったという自白を取ろうとした。

そうすることで、弟の会社の土地売却と知事の私が結びつき、収賄罪の構成要件が満たされる。これが、特捜部の描いた「絵」だった。

山上検事は私が関与を否定したり「知らない」と言ったりすると、激しくいらだち、怒号を上げたりしたが基本的に温厚だった。弟を調べた森本宏検事は何かが憑いたようだったという。森本検事の取調べは連日早朝から夜半前まで行われ、直接の暴力以外のあらゆる手段で弟を脅した。怒鳴りつけ、調書の紙をいきなりぐしゃぐしゃにしたり、自分の上着を床に叩きつけ、「中学生の娘が卒業するまでここから出さない」「福島県内はずたずたにしてやる」などと心理的に追い詰めて行った。私との接見の際、弁護士が「弟さんは判断能力が失われてきている」と伝えられたのを覚えている。連日、長時間の取調べはそれ自体、精神と肉体を痛めつけ、洗脳に近い効果があることを私自身も感じていた。

福島県の事件を東京地検特捜部が担当することも異例だったが、私の後援会関係者や支持者が軒並み東京地検に呼ばれたのは、身を切られるような辛さだった。企業経営者は必ず検事にこう言われた。

「こつちには人も時間も予算も十分にある。明日おまえの会社を潰すなどわけもない」

大切な社員を路頭に迷わせる、そう脅しているのが国家権力なのだ。その圧は暴力団の比ではないだろう。

事情聴取は郡山行き新幹線の最終ぎりぎりまで続けられる。「帰ってよいと言われたが、まっすぐ立ってられない」「いま新幹線のドアを開けて、飛び降りてしまえば楽になれると思った」などの声が続出した。持病をもつ私の妹は取調べ中に一杯の水も与えられず、その夕方、意識を失って倒れ、病院の救命救急センターに入る危険な状態に陥った。

これだけ厳しい取調べを行い、何を聞き出そうとしていたか。証拠や事実関係の裏付けを採ろうとしたのではない。なんとただ、「栄佐久の悪口を言え」というのであった。「上司に報告しなければならぬ。何でもいいから言ってくれ」と懇願した検事もいたという。

後援会の方が詳細にやりとりのメモを残している。

—— 栄佐久はすばらしいから二〇年間も支持してきたのだ

「とほけるな。ぶざけるなよ。一つでもいいから悪いことをいえ」

—— しらない

「知らないこと知つてると言つてもこの部屋の中だけで外には出ない」

—— もし栄佐久がそういう(悪い)人間であるなら県民を裏切ることになる

「『もし』だけ削除して調書作成していいか?」